

## 公共工事の前払金に関する事務処理要綱

### (前払金の対象)

- 第1条 川西市契約規則（昭和49年川西市規則第15号。以下「規則」という。）第58条第1項の規定による前払金は、設計金額（支給材料を除く。）が1件500万円以上で、かつ、工期が60日以上のもので、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の建設工事（以下「建設工事」という。）で実施する。ただし、設計金額が1件500万円以上の建設工事であり、かつ、工期が60日未満の工事について、設計内容等から市長が特に必要があると認めた場合は、前払金を交付することができる。
- 2 設計変更その他の理由により契約金額及び工期が前項本文に規定する前払金の対象となった場合において、市長が必要と認めたときは、前払金を交付することができる。

### (前払金の率)

- 第2条 前払の率は契約金額の4割以内とする。
- 2 債務負担行為又は継続費に基づき2以上の会計年度にわたる工事に係る事業（以下「継続事業」という。）については、会計年度ごとに前金払を行うものとし、各会計年度分の前払金の額は、前項の規定にかかわらず、各会計年度における出来高予定額の10分の4以内とする。
- 3 継続事業において、当該会計年度及びその翌会計年度の出来高予定額の合計額の10分の4に相当する額（以下「合計前払金額」という。）が当該会計年度の予算の範囲内にあるときにおける前払金の額は、前項の規定にかかわらず、当該会計年度において合計前払金額とすることができる。
- 4 その他市長が必要と認める場合は、別に支払うべき時期及び分割方法を定めることができる。

### (第1条及び第2条の不適用)

- 第3条 前2条の規定にかかわらず市長が特に必要がないと認めたときは、前払金を交付せず又は前払金の率若しくは前払金の額を減ずることができる。

### (中間前払金の対象)

- 第4条 規則第58条第2項の規定による中間前払金は、第1条に規定する前払金の対象となっている建設工事のうち、市内に本店を有する建設業者を入札に参加させる条件を付した案件で、設計金額（支給材料を除く。）が1件3000万円以上、かつ、工期が90日以上で実施する。
- 2 前項に掲げる工事が、次に掲げる要件のいずれにも該当することとなったときは、第1条に規定する前払金を支払った後、追加して、第5条に規定する率で中間前払金を支払うことができる。
- (1) 工期の2分の1を経過していること。
  - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
  - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

### (中間前払金の率)

- 第5条 中間前払の率は契約金額の2割以内とする。
- 2 継続事業については、会計年度ごとに中間前金払を行うものとし、各会計年度分の中間前払金の額は、前項の規定にかかわらず、各会計年度における出来高予定額の10分の2に相当する額とする。

3 その他市長が必要と認める場合は、別に支払うべき時期及び分割方法を定めることができる。

(第4条及び第5条の不適用)

第6条 前2条の規定にかかわらず市長が特に必要がないと認めるときは、中間前払金を交付せず又は中間前払金の率若しくは前払金の額を減ずることができる。

(中間前払金に係る認定)

第7条 中間前払金を請求しようとする者は、第4条に規定する要件に該当することについて、市長に中間前払金認定請求書に工事履行報告書を添えて提出し、その認定を受けなければならない。

(前払金の率及び上限額の通知)

第8条 前払金(中間前払金を含む。以下同じ。)の率及び上限額は、当該工事の入札公告又は入札通知書に明記するものとする。

(保証証書の受託)

第9条 保証証書の受託を受ける場合においては、証書の正本及び副本各1通の提出を求め、正本は前払金交付申請書兼請求書に添付のうえ当該工事の予算担当課へ送付し、副本は総務部契約検査課で保管するものとする。

(支出命令書に添付すべき書類)

第10条 前払金の支出命令書には、公共工事の前払金交付申請書兼請求書(別添様式)及び前項の保証証書の正本並びに工事請負契約書の写しを添付するものとする。

(前払金の精算)

第11条 前払金は、工事契約金額の部分払の都度、前払償却額を部分払金額から差し引いて精算するものとする。

(実施期日)

この要綱は、昭和50年7月1日から実施する。

改正 昭和53年 2月 1日

改正 昭和63年 4月 1日

改正 平成 9年 4月 1日

改正 平成10年12月15日

改正 平成12年 4月25日

改正 平成13年 4月10日

改正 平成21年 4月 1日

改正 平成25年 4月 1日

改正 平成25年 7月 1日

改正 平成28年 4月 1日

改正 平成29年 4月 1日

改正 令和 2年10月 1日